

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日の
翌日)

◇告 示
教育職員の免許状の授与
国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理
があつたものとみなされるもの
結核予防法による指定医療機関の辞退
計量器定期検査の実施
昭和四十二年三月鳥取県告示第二百二号の一部改正
土地の用途廃止
風俗営業等取締法施行条例施行規則の一部を改正する
規則

◇内水面漁場管理委告示
あゆの採捕の禁止

告 示

鳥取県告示第三百六十八号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）第五条第三項の規定に基づき、次のとおり教育職員の免許状を授与したので、同法第八条第一項の規定により告示する。

昭和四十二年五月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百六十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十二年五月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

免許状の種類	番 号	氏 名	本籍地
幼稚園助教諭免許状	昭四二幼助第一号	山田裕子	鳥取県
診療所の名称	所 在 地	申出の受理の年月日	
井上内科医院	米子市中島三三ノ五	昭和四十二年五月一日	
大谷 医 院	八頭郡若桜町若桜	"	
三代 齒科 分院	東伯郡北条町弓原	"	
木山 齒科 医院	米子市加茂町一丁目三二	"	

鳥取県告示第三百七十号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十二年五月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

辞 退 年 月 日	指 定 医 療 機 関 の 名 称	所 在 地
昭和四十二年五月一日	前 場 医 院	倉吉市上福田五〇二の二

鳥取県告示第三百七十一号

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第四百十条の規定に基づき、八頭郡の計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百四十三条第一項の規定により告示する。

昭和四十二年五月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検 査 日 時	検 査 区 域	検 査 場 所
七月三日 午前九時三十分から 午後三時まで	八頭郡若桜町	若桜小学校
〃 四日 午前九時三十分から 午前十一時三十分まで	〃 八東町	丹比小学校
〃 午後一時から 午後三時まで	〃 〃	八東共同集荷所
〃 五日 午前九時三十分から 午後三時まで	〃 郡家町	郡家公会堂
〃 六日 午前九時三十分から 午後三時まで	〃 〃	中私都小学校
〃 七日 午前九時三十分から 午後三時まで	〃 船岡町	船岡小学校
〃 十日 午前九時三十分から 午後三時まで	〃 河原町	河原公民館

〃 十一日 午前九時三十分から 午前十一時三十分まで	〃	西郷公民館
〃 午後一時から 午後三時まで	〃	散岐撰果場
〃 十二日 午前九時三十分から 午後三時まで	〃 用瀬町	用瀬小学校
〃 十三日 午前九時三十分から 午前十一時三十分まで	〃	大村農業協同組合
〃 午後一時から 午後三時まで	〃	社農業協同組合
〃 十四日 午前九時三十分から 午後三時まで	〃 佐治村	佐治第二小学校
〃 十七日 午前九時三十分から 午前十一時三十分まで	〃 智頭町	智頭町役場那岐支所
〃 午後一時から 午後三時まで	〃	土師支所
〃 十八日 午前九時三十分から 午前十一時三十分まで	〃	山郷支所
〃 午後一時から 午後三時まで	〃	山形支所
〃 十九日 午前九時三十分から 午後三時まで	〃	智頭中学校

鳥取県告示第三百七十二号

昭和四十二年三月鳥取県告示第二百二号(鶏等の移入を禁止する区域の指定について)の一部を次のとおり改正する。

昭和四十二年五月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

〔岡山県 兵庫県 神奈川県 宮崎県 愛知県 静岡県 香川県 岐阜県〕を〔岡山県 兵庫県 神奈川県 宮崎県 愛知県 静岡県 香川県 岐阜県〕に改める。

鳥取県告示第三百七十三号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十二年五月三十日から用途廃止した。

昭和四十二年五月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	面積 メートル方	用 途
鳥取市卯垣字大崩九八番一三地从先から九八番一四地先まで	五・七二	水路敷
鳥取市田島字草器田二三八番一地从先から二三八番三地从先まで	四九・二三	農道敷
一地从先まで	六四・〇二	"
字見尾杵一四一番四地从先から一四〇番一地从先まで	一一九・〇三	水路敷
字長丁一四三番五地从先から一四二番六地先まで	五・二〇	農道敷
字向畑田一二七番二地先		

公 安 委 員 会 規 則

風俗営業等取締法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十二年五月三十日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 蔵

鳥取県公安委員会規則第四号

風俗営業取締法施行条例施行規則の一部を改正する規則

風営業取締法施行条例施行規則(昭和四十一年一月鳥取県公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

様式第一号その一備考の2の(3)の次に(4)として次のように加える。

(4)申請者に係る住民票の謄本又は外国人登録済証明書

様式第一号その二の備考の2中

て次のように加える。

〔1〕定款及び登記簿の抄本
を

〔1〕定款及び登記簿の謄本

に改め、(4)の次に(5)とし

(5)代表者及び業務を行なう役員に係る住民
票の謄本又は外国人登録済証明書

附
則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定に
基づき、あゆの繁殖保護を図るため、その採捕を千代川については昭和四
十二年六月一日から昭和四十二年六月三日、天神川及び日野川については
昭和四十二年六月一日から昭和四十二年六月十九日まで禁止することを指
示する。

昭和四十二年五月三十日

鳥取県内水面漁場管理委員会

会長 江原 勇

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】